

## 鹿 児 島 県 公 報

平成27年 7 月 17 日（金）第3128号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- |   |              |   |
|---|--------------|---|
| ○保安林の指定（3件）                                       | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○保安林の指定施業要件の変更                                    | （森づくり推進課取扱い） | 2 |
| ○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（3件）                           | （森づくり推進課取扱い） | 3 |
| ○救急病院等の認定   | （地域医療整備課取扱い） | 4 |
| ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止                             | （社会福祉課取扱い）   | 4 |
| ○生活保護法等に基づく医療機関等の指定（3件）                           | （社会福祉課取扱い）   | 4 |
| ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出                        | （社会福祉課取扱い）   | 6 |
| ○漁船保険付保義務発生（2件）                                   | （水産振興課取扱い）   | 6 |
| ○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定                              | （水産振興課取扱い）   | 6 |
| ○都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧                             | （都市計画課取扱い）   | 7 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 | （北薩地域振興局取扱い） | 7 |

## 公 告

- |              |                 |   |
|--------------|-----------------|---|
| ○映画の推奨公告     | （青少年男女共同参画課取扱い） | 7 |
| ○落札者等の公告（3件） | （情報政策課取扱い）      | 7 |
|              | （管財課取扱い）        | 8 |

## 正 誤

- |  |          |   |
|--|----------|---|
| ○鹿児島県公報第3097号の18（平成27年3月31日付け）の一部訂正（※） | （人事課取扱い） | 9 |
|--|----------|---|

## 告 示

## 鹿児島県告示第669号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成27年 7 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所  
南九州市川辺町清水字馬場ノ上169番1から169番3まで、字古野171番3，172番，字小栗栖1345番4，1345番7，1345番8
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第670号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成27年 7 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所  
阿久根市鶴川内字洗出3679番 1, 3679番 2
- 2 指定の目的  
干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第671号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成27年 7 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所  
薩摩川内市城上町字本屋敷9042番, 9112番 2, 9113番, 字丸畑9118番 1, 9118番 3, 9119番 1, 9119番 2, 9124番 1, 9124番 2
- 2 指定の目的  
干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第672号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年 7 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
垂水市柗原字谷比良584番1, 591番, 592番, 中俣字御用ヶ屋敷3831番イ, 3831番ロ,  
3831番乙
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については, 主伐は, 択伐による。  
柗原字谷比良584番1, 591番, 592番
    - イ その他の森林については, 主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村  
森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水  
市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第673号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により, 農  
林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。  
平成27年7月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和48年3月24日農林省告示第614号（一に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は, 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋  
市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第674号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により, 農  
林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。  
平成27年7月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和56年1月21日農林水産省告示第28号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は, 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋  
市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 鹿児島県告示第675号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年7月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成11年3月29日農林水産省告示第524号（二に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度  
変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第676号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成27年7月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永3320番地

- 2 認定の有効期限

平成30年7月12日

## 鹿児島県告示第677号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年7月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
なかしま歯科クリニック	志布志市志布志町志布志610番地 11	平成27年4月30日
みゆき歯科クリニック	南さつま市金峰町宮崎4298-1	平成27年5月31日

## 鹿児島県告示第678号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

平成27年7月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
見次さくら歯科	霧島市隼人町見次1074-1-2	平成27年5月1日
なかしま歯科クリニック	志布志市志布志町志布志610番地 11	平成27年5月1日

上町さくら歯科医院

曾於市末吉町上町四丁目9番地2

平成27年6月16日

## 鹿児島県告示第679号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

平成27年7月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業者		事業所		指定年月日	サービスの種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社喜楽	熊毛郡南種子町中之上3186番地8	デイサービスセンター喜楽	熊毛郡南種子町中之上3186番地8	平成27年6月1日	通所介護，介護予防通所介護
医療法人芳志会	薩摩郡さつま町田原147番地3	てらだ内科クリニック	薩摩郡さつま町田原147番地3	平成27年4月1日	介護予防訪問看護，介護予防居宅療養管理指導
有限会社ゆずの智	薩摩川内市寄田町885番地1	グループホームお多麻さんの家	薩摩川内市寄田町885番地1	平成26年10月1日	介護予防認知症対応型共同生活介護
医療法人クオラ	薩摩郡さつま町船木2311番地6	クオラクリニック せんだい	薩摩川内市宮崎町3000番地	平成27年4月1日	訪問看護，訪問リハビリテーション，通所リハビリテーション，介護予防訪問看護，介護予防訪問リハビリテーション，介護予防通所リハビリテーション

## 鹿児島県告示第680号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

平成27年7月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
林大助	はやし整骨院 霧島市国分中央三丁目3-6福山ビル1F	平成27年 6月1日	柔道整復
長田隆二	りゅう整骨院 西之表市西之表7435-4	平成27年 6月1日	柔道整復
濱田一也	整骨院ひなた 霧島市隼人町東郷432	平成27年 6月1日	柔道整復
内藤俊一	はりきゅうマッサージ如水治療院 指宿市西方2358	平成27年 6月12日	あん摩マッ サー ジ 指 圧, はり, きゅう
増田雅矢	整骨院庵国分院 霧島市国分中央一丁目14-2タウンヒル田畑 I 1階	平成27年 4月1日	柔道整復
養母秀樹	ひがし鍼灸治療院 薩摩川内市東大小路町55-9	平成27年 5月1日	はり, きゅ う

## 鹿児島県告示第681号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成27年7月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
メンタルホスピタル鹿屋 鹿屋市田崎町1043-1	名称	大隅病院	メンタルホス ピタル鹿屋	平成27年 4月1日

## 鹿児島県告示第682号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、徳之島加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成27年7月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県告示第683号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、伊仙加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成27年7月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県告示第684号

肝属郡肝付町前田4042番地 谷山一雄及び肝属郡肝付町波見2068番地 谷山敏男からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成27年7月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 肝付町高山区域（肝属郡肝付町のうち大字北方，大字南方及び大字岸良を除く地区）
- 2 区分 まず網漁業

鹿児島県告示第685号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により枕崎市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので，同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により，次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年 7 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 枕崎都市計画道路
  - (2) 名称 3・5・16号立神通線
- 2 関係図書の縦覧場所
 

鹿児島県土木部都市計画課

北薩地域振興局告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年 7 月 17 日

北薩地域振興局長 竹田和昭

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションひなたぼっこ	出水市野田町上名830番地4	株式会社めだか	出水市西出水町1402番地	田中 初代	平成27年7月15日	居宅介護・重度訪問介護

公 告

映画の推奨公告

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第5条第1項の規定により，次のとおり映画の推奨をした。

平成27年 7 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

推奨番号	65
推奨年月日	平成27年7月8日
種別	映画
題名	みんなの学校
製作又は配給社名	関西テレビ放送株式会社
対象	少年向き・青年向き
推奨の理由	昭和58年4月1日鹿児島県告示第642号（鹿児島県青少年保護育成条例に基づく推奨に関する認定基準）の1から5までに該当するものであり，青少年の健全な育成上特に有益である。

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成27年 7 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
サーバー仮想化基盤の賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県企画部情報政策課システム開発係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年 6 月 9 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
J A 三井リース株式会社  
福岡市博多区下川端町2番1号
- 5 落札金額  
393,854,400円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成27年 4 月 28 日

## 落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。  
平成27年 7 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
統合型認証システム機器の賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県企画部情報政策課システム開発係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年 7 月 2 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
鹿児島リース株式会社  
鹿児島市山之口町1番10号
- 5 落札金額  
288,800,640円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成27年 5 月 22 日

## 落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。  
平成27年 7 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
県庁舎中央監視制御設備の賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県出納局管財課設備管理第一係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年 7 月 3 日
- 4 落札者の氏名及び住所



